

教育を考える人の総合誌

昭和54年7月9日第三種郵便物認可・毎月1回5日発行
平成9年9月5日発行 第28巻第9号 通巻 第328号

北海道 教育の窓

■ 特集/人勧 3月期末〇・〇 5月プラスに

長月
1997

9



1999.9

私の実践・私の研究

謹慎と停学は違うのか? ある編著者との往復書簡

北広島西高校

教諭 吉岡 政昭



はじめに

文教書院発行の「高等学校 指導要録・調査書・推薦書・通知表の記入文例」(編著者代表 伊平保夫)の中に次の文章があった。

なお、指導として行われる「謹慎」は、たとえ出校が止められていても停学と異なり、出席日数に含まれるので注意する。

この文章だけを読むと、「法律的には…」と述べていなくとも、当然のこととして根拠が学校教育法関連に基づくものと判断されるであろうと思う。

そもそも、「謹慎」と「停学」は異なるのが、また、そのことと関連して指導要録の記入にあっては、「配慮事項」と「法律上の理解」との関連をどのように整理すればよいのか、など疑問が生じる。

「停学」と「謹慎」の理解が、少なくとも北海道の現場においては（とあえて断言するが）はなはだ曖昧でその時々の学校長の判断によって揺れ動いているよう思えてならない。

個々の権限が等しく各校長に与えられていても各ケースごとの判断に違いが生じることは時に生じるとしても判断の基礎になる法律の解釈が校長によって異なることは好ましいこととは思われない。

このことは同時に指導要録の記入方法に影響を与えることになるのだから。

懲戒権の発令というシビアな問題にも関わらず統一された解釈で運用されていないという現実は、転勤する度に、あるいは同一校においても校長が替わる度に解釈が異なるという現実は、時に職場に一定の混乱をもたらしかねない。とりわけ担任や指導部担当者等、直接「停学（謹慎）」の生徒・保護者に関する立場の教師達は混乱・困惑してしまう。やはりこうした問題は法律解釈の安定的基盤の上に行われることが望まれるのではないか。

個々の状況判断の違いからくる「権限の行使の違い」と、「法律の解釈の不統一」の問題とは基本的に区別される問題ではないか。

ここに私が体験した事例（あるいは固有名詞を伴つて側聞したものも含め）を述べ具体的根拠としたい。以下、全て「停学」に関わった場合である。

I 「停学」と「謹慎」について

- (1) 校長による「保護者、生徒に対する申し渡し」の時の校長の発声の例としては、概ね、次のように思う。
 - ①「一週間をめどとする停学を命じます」
 - ②「無期停学を命じます」
 - ③「当分の間、謹慎を命じます」
 - ④「しばらく自宅で反省していなさい」

もう、かなり以前から、期限を明示しないで申し渡すことが一般的になつていて「期限」は反省状況を見て判断することにし、職員会議では「メド」だけ確認をする形になつていることが多いのではないか。その時、「停学を命ずる」と言うか、「謹慎を命ずる」と言うか、あるいは「反省」という言葉を使うか、という表現上の違いがあるが、申し渡しを受けた保護者や生徒はもちろん担任も生徒指導部担当者も、いわゆる「停学」なのだと共通理解がなされてきたように思う。だから、その後の話し（指導等）は、担任の立場、指導部の立場のいずれの時も、「停学」と同じ意味と理解しその立場で関わってきた。

(2)、「停学」と「謹慎」の理解に関わる校長の発言例

①「道教委に報告の必要あるのが停学、必要のないのが謹慎である。
（某高校の賞罰規定には謹慎と停学が別になつており他に弁償というのがある）

②「学校教育法（施行規則の意味と思うが）には、謹慎という言葉はない。従つてそうした用語を使うのは不適当である。全て停学といふ言葉を使いたい。
③「停学を命ずるときは、学校教育法第11条に基づきと言わなければならぬ。そういう以上停学ではなく謹慎である」「これからは停学はないと思つて欲しい」

(2)記入に関する校長の発言例

①「鉛筆書きに判が押せるか」（考え方としては記入例は③の立場の校長）
②「停学なのに指導要録に記入しないのは公文書偽造であり二重帳簿である」（考え方としては記入例④の立場の校長）
③特別の発言はなかつたが「教育的配慮」ということで②のケースが多かつた。
④ことさら「謹慎」と「停学」を区別せず「同じもの」として扱つていたと思われるケース。（一番多かった）

II、指導要録の記入例

（次の事例は実際に北海道に存在する事例と論理的には「あり得る」と考えられるものの混在例である）

(1)記入例

①「停学」「謹慎」とした場合も「出席抜い」とする。

但し備考欄に「…により○○日停学」と鉛筆書きをし卒業の時点で消す。（教育的配慮）

②「停学」「謹慎」とした場合も「一般欠席抜い」とする。

但し備考欄に「…により○○日停学」と鉛筆書きをし卒業の時点で消す。（教育的配慮）

①もあると聞いている。

今度の「編著者」とのやり取りは、こうした現場での不統一を意識しながら一つの「決着」をつけたいとの思いから発したものである。

なお、誤解を避ける為に触れておきたいが、「回答文の開示」は「私信の公開」ではないと考える。社会的影響を持った出版物の記述内容に対する読者からの「照会文」とそれに対する出版、発行側の「回答文」である。従つて、この種の文章は客観的な性格として、いわゆる「私信」とは異なるものである。

①「鉛筆書きに判が押せるか」（考え方としては記入例は③の立場の校長）
②「停学なのに指導要録に記入しないのは公文書偽造であり二重帳簿である」（考え方としては記入例④の立場の校長）
③特別の発言はなかつたが「教育的配慮」ということで②のケースが多かつた。
④ことさら「謹慎」と「停学」を区別せず「同じもの」として扱つていたと思われるケース。（一番多かった）

停止の場合の中に以下の文章があります。

なお、指導として行われる「謹慎」は、たとえ出校が止められていても停学と異なり、出席日数に含まれるので注意する。

この解説文においては「指導として行われる謹慎」は「停学と異なり」と明言し、あわせて「注意」を喚起しておりますが、この解説文の「法律解釈」は正しいのでしょうか。以下伺います。

まず、最初に確認したいことは、学校教育法の11条において「校長及び教員は教育上必要と認めるときは：生徒、児童に懲戒を加えることが出来る。」とあります。そして懲戒の種類については、学校教育法施行規則の13条2項において「懲戒のうち退学、停学及び訓告の处分は校長がこれを行う」とあります。

つまり、これらの条文を整理すれば、学校において行われる「懲戒」には、一般教員が行使できる「事実行為としての懲戒」（日常の教育活動の中で行われる叱責等）と校長のみが行使できる退学、停学などの「法的効果」を伴う「懲戒」の2種類があるということです。

ところが学校現場においては、懲戒の対象となる事例の内容や程度、生徒の多样性等々を考慮して、指導上の軽重を明確にする関係上、「停学」と「謹慎」を用

（1）「出席停止、忌引き等の日数」に入れるが「謹慎」は、「一般欠席」にする。

（2）「出席停止、忌引き等の日数」に入れるが「謹慎」は、「一般欠席」にする。

質問（照会）箇所。
第一部。「指導要録」の104ページ。

（2）「出席停止・忌引き等の日数」（①出席

語上、区別して(時には出校停止など)使用する傾向が定着してきているように思われます。

上記に示した「文章」もそうした傾向の反映と解釈されますが、問題は「停学」と「謹慎」の両概念は法律上「異なる概念」なのか、それとも「同一概念」なのかということです。

現場での使用上の混乱は、この点についての正しい理解が欠けているためだと思われます。

上記に示した「解説文」中の指導として行われる「謹慎」はたとえ出校が止められていても、停学と異なり…とありますので、まずこの点から伺います。

質問(1)

「出校を停止して行う謹慎(いわゆる自宅謹慎)は法的には誰がなしらるべきか。誰に権限が与えられているのですか。

一般教員が保護者、本人を呼び「謹慎を命ずる」と処分の申し渡しをして差し支えないですか。

もし「出校を禁止した謹慎」が学校長のみが行える「停学」(法的効果を伴う懲戒)と異なるとするならば、この「謹慎」は、法律上の区分としては、「事実行為としての懲戒」ということになります。そうなれば「謹慎」は、私たち一般教員にも行使できる「懲戒」ということになつ

てしまします。このような事例は、今だ寡聞にして聞いたことがありませんが実例があるのであればお教えいただきたいと思います。

文部省の高等課長などを歴任した菱村幸彦氏は次のような指摘をしています。

謹慎処分の本質的内容は、学校の正規の教育課程の履修を一時停止するということにあり…謹慎期間中における教育的指導の必要性、有効性は認められるとしても法的には「停学に当たる処分」と解すべきであろうと述べ、「謹慎」と「停学」を法的には「同一概念」との見解を示しております。(生徒指導の法律知識 第一法規)

また、氏は同書において「明文でもって定められた懲戒ではないが、從来から学校によっては「謹慎」という処分を課しているところがある。:謹慎の法的性格については「停学」と同様の処分と解している」として文部省の「事務次官通達」を紹介しています。

質問(2)

生徒に課す「自宅謹慎」が学校教育法11条ならびに学校教育法施行規則13条第2項によらないとするならば、果たして、どの法律の条文を根拠に「謹慎」を命じることになるのですか。

法律上の根拠を具体的に示してください

おたる歴史ものがたり

改訂版

水口 忠著 北海道教育社発行 定価 874円(税別)

小樽の生いたちから将来像までを網羅した児童書

本書は子供向け(小学校3・4年生以上)に小樽の通史を紹介したもので、写真、挿絵をふんだんに使い、時代ごとのエピソードも盛り込んだ楽しい読み物です。

小樽のあゆみは百年そこそですが、その文化をさかのぼると北海道の歴史の中で、もっとも重要な街であることがわかります。

ですが、子供が読んだり、お父さん、お母さんが子供に読んできかせるという本はありませんでした。

この本を、より多くの人に親しんでいただき、子供達と市民が、郷土小樽の21世紀への発展を考える土台としていただきたいものです。(序文より)

目次 内容

- 小樽の山や川はいつどうしてできたか
- ナウマンゾウ・マンモスゾウは北海道にいたか
- 縄文時代の人びとの暮らしをたずねて
- 統繩文時代と擦文時代の暮らしをたずねて
- アイヌの人たちの天地
- オタルナイに来た本州の人たち
- 小樽の夜明け
- のびゆく小樽
- 豊かな町づくりがすすむ
- 大正から昭和へ
- 戦争の続く暗い時代
- 新しい出發
- 21世紀のかがやかしい小樽をめざして

坂と歴史の港町 小樽

改訂版出来!!

定価 1,262円(税別)

きたい。

学校現場において起こっている飲酒、喫煙、暴力等々に対する「自宅謹慎」（解説文の言葉で言えば、出校が止められた謹慎）などの指導が、学校教育法11条などに同法施行規則13条第2項に基づかないと「指導」であるとの断定には法律上の根拠が示されていません。それはあたかも世に言われる「無処分主義」の論法（指導はするが処分＝停学はしない）と酷似しておりそれが現実との齟齬を来たしておられます。「出校停止」という事実をも学校教育法11条による懲戒でない「無処分の指導である」との主張は、あまりにも乱暴な牽強附会な論理と言わざるを得ません。

質問(3)

「出校停止を伴う謹慎（自宅謹慎）の意味内容をどのように捉えているのですか。
また、「無処分主義」「無処罰主義」「懲戒ではなく指導」とする考え方と混同してはおりませんか。

「出校が止められている謹慎」を、通常、単に「自宅謹慎」と言つたり「停学による自宅謹慎」と呼んでいると思います。その意味するところは、まず、登校が禁止されていること。反省文、課題等が課されること。加えて、友人との交流や遊びなどに対する制限あることなどです。

す。また、指導のために適宜、登校させたり家庭訪問が行われたりもします。

こうした指導形態が、名実ともに「懲戒による謹慎処分」なのです。

それに対して、いわゆる「無処罰主義」「無処分主義」を標榜する指導形態があります。

この場合の处置は「自宅謹慎」をさせず、普通通り授業に参加させる。つまり

「学校の正規の教育課程の履修を停止せず」に、放課後、昼休みなどを指導の機会として指導するのです。このような指導形態をとっていた学校が北海道にも一時あったと記憶しておりますが、このような場合は、法律的には「法的効果を伴わない訓告や事実行為としての懲戒」に属し「出席停止・忌引き等の日数」等の問題は生じません。

従つて、先に「照会した部分」を記述された先生は、「出校停止を半う謹慎」の場合と「無処分主義」による登校謹慎（放課後や昼休みなどに行われる謹慎指導）の場合と混同しているではありませんか。失礼ながらあえてそう指摘し質問させていただきます。

なお、最後になりますが一言触れておきます。「解説文」には「なお、指導として行われる『謹慎』は……」とあります。が、学校においては行われる「停学」「謹慎」は全て「指導として」行われているものと思

おじいちゃん、おばあちゃんの知恵袋！

冠婚葬祭

— 故事来歴と典例の手引き —

北海道文理科
短期大学教授 矢田貝 紀雄著 定価 1,456円（税別）

焼香の仕方、のし袋の使い分けは、大晦日の鐘はなぜ百八つ…。知っているようで意外と知らない“しきたりやマナー”。由来を正しく知っておけば、もう迷うことなし。身近かな冠婚葬祭のすべてを網羅。1家に1冊の必携本です!!

発行 北海道教育社

います。

それ以外の目的をもつて行われる「懲戒」は存在しないと思います。回答をお待ちしております。宜しくお願ひいたします。

回答文

なお、回答文には「B5のコピー」が2枚が同封されてきた。

書籍名も著者名も不明のコピーでタイトルが「怠学、停学、訓告の扱いをどうするか」となっていた。項目的には「处分として懲戒」「怠学、停学の法的性質」「停学と家庭謹慎」という柱があり、私が照会した件に関する説明文が記載されていた。

問題はその説明文が、以下の伊平保夫氏の回答文とは内容を異にするものであった。

《コピー文の説明》

制度の上では停学は処分としての懲戒であるのに對し、家庭謹慎は教育上の処置である。停学は本人の意思に関わらず学校の利用関係を一時的に制限するものであるが、家庭謹慎は形はよく似ていても、建て前としては本人の自発的意志によつて登校を遠慮し家庭で謹慎しているので

ある。家庭謹慎中の生徒については、学校側で指導計画を立て、家庭訪問を等を行つて生活指導に当たると、う措置がとられることが多い。

一は吉岡。「家庭謹慎」の意味がこのコ

ピー文のように定義づけられるならば、先の疑問は解消するわけであるが実態とそれに伴う意味内容は全く違うのである。

1 「停学」と「謹慎」との相違について

家庭謹慎は「自発的意志」によって行われているのではなくあくまで「学校長の命」によって行われるのである。北海道の公立学校で「タバコで一週間の自主謹慎に入る」などといったことは寡聞にして聞いたことがない。少なくとも北海道では、「自主謹慎」などは一般化されはないはずである。(かつて、釧路のある公立高校が無処罰主義と称される指導法が話題になつたことはあるがそれとも違ふようである)

回答文

拝復 小著「指導要録・調査書・推薦書・通知票の記入文例」(以下「本書」と略記)をご利用いただき光榮に存じます。早速お尋ねの件についてご回答申し上げます。その前に、

(1)本書は、実践的な面を重視した編集方針で執筆いたしましたので、使われて

いてあります。したがいまして、例えば「謹慎」と「停学」との法的な解釈などについては、別添の資料、その他教育法規に関する本の方が、より適切に述べられていると思いますので、ご覧いただければ幸いです。

(2)以下の回答は、時間の関係で、私伊平の個人的な見解であることをご承知置きください。

2 「停学」と「謹慎」を命じた場合の違い

一般的には、先生も述べておられるように、「停学」は法的に定められた懲戒であり、一方「謹慎」は生徒指導(生活指導)あるいは教育上の措置であると解釈しております。もちろん両者の違いは、曖昧で、この点を生徒や保護者に説明する場合もあるとは思いますが、一般的には「謹慎」を命じることによって「停学」と同じ指導効果を期待するねらいもあるって、指導に比重を置いた「謹慎」がむしろ多用されてきた実態があるよう気がします。

3 「謹慎」を命じる者は誰か(質問)

「謹慎」が法的に定められてはいないとはいえるが、命じられた生徒にとっては重大な懲戒であり、「登校謹慎」であつても、単なる叱責とは異なり、学習上で大きな影響を受ける訳ですから、教師個人が「謹慎」を命じることはできないと解釈するのが至当であると思います。学校の責任者である校長の責任において命ずる(実際は職員会議等で協議して)のが一般的であり、現に多数の学校ではそのように扱つてゐると思います。

結局、「停学」は指導要録に明記せざるを得ない事項であり、報告事項でもあり、加えて、これまで二十年間(実際上は半永久的)記録が残る点を考慮して、記載を義務付けられていない「謹慎」が慣行として定着したものと理解しております。

今後は、指導の項目は五年間で破棄されますが、上のような配慮を必ずしも

しないで、法的に定められた「懲戒」としての「停学」を明記する学校もでてくることが予想されます。しかし、大学、専門学校への進学、就職等において内申書に「停学」と記載されると、生徒が不利になるのではないかという点や、又、

学校の責任者である校長としてはなるべく教育委員会に報告したくない、といつた事情もあるでしょう。(東京都教育委員会が定めた「管理運営規則」24条では、

「停学」を命じた場合は、校長は、速やかに報告しなければならない旨が定められております。)したがつて、これまでと同じような「謹慎」が継続されることも十分予想されます。

4 「謹慎」を命じる者は誰か(質問)

「謹慎」が法的に定められてはいないとはいえるが、命じられた生徒にとっては重大な懲戒であり、「登校謹慎」であつても、単なる叱責とは異なり、学習上で大きな影響を受ける訳ですから、教師個人が「謹慎」を命じることはできないと解釈するのが至当であると思います。学校の責任者である校長の責任において命ずる(実際は職員会議等で協議して)のが一般的であり、現に多数の学校ではそのように扱つてゐると思います。

5 「謹慎」の法的根拠(質問)

これまで述べたことでお察しいただけることと思います。今後、すべて法に基づき懲戒として措置をする。つまり、法的に根拠のある「停学」にするかどうか

は、学校、校長の決意如何であると思ひます。

4 質問3について

このご質問は、「謹慎」の形態にもいくつかのタイプがあるとのことです。が、このことは十分承知しております。又懲戒も教育指導に関わる懲戒であることも承知しているつもりです。本書がここで述べているのは「出席停止・忌引き等の日数欄の記載方法を述べているに過ぎず、いわゆる「登校謹慎」などの出欠まで考慮して書いておりません。この場合、出席扱いにするかどうかは、学校が決定すればよいことではないでしょうか。

以上不十分な回答かもしれません。今後他の著者とも意見交換して、改訂の際の参考にさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

再照会

この度はご回答ありがとうございます

た。

早速、繰り返し回答文を読ませていただきましたが、率直に申しまして私が最も疑問とする点が必ずしも明確になつたわけではありませんが、同封された資料を含め読み比べながら私なりの理解を致しました。確認のため再度、照会させていただきたいと思いますので宜しくご指導お願いいたします。

（：「謹慎」と「停学」との法的な解釈などについては別添の資料、その他の教育法規に関する本の方がより適切に述べられている…）

回答文の中に次の文章がありました。
（：「謹慎」と「停学」は同一概念」による違いであっても法律的には「同一概念」であるとの理解で今日まで来ていました。少なくとも今までの私は「停学」「謹慎」の使用の区別は指導事例の軽重による違ひであっても法律的には「同一概念」であるとの理解で今日まで来ていました。ところが、先日、照会いたしました書籍「高等学校 指導要録・調査書 推薦書 通知表の記入文例」の説明文の中に次の文が目に止まり、さか驚き混乱し質問に及んだ次第なのです。なお、以下の文中にある「記入文例」とは「高等学校 指導要録・調査書 推薦書 通知表の記入文例」のことです。

第1部 「指導要録」の104ページ。
(2) 「出席停止・忌引き等の日数」①出席停止の場合

なお、指導として行われる「謹慎」は、たとえ出校が止められていても停学と異なり、出席日数に含まれるので注意する。

すなわち「謹慎は停学と異なる」と明記されている点が法律上どうなのかとい

うことでした。

「指導として行われる…」とある点は、停学と区別される説明ではないと思いまして。

なぜなら停学も「指導として行われる」からです。しかし、この修飾語が後段の「停学と異なり」の文章につながっているのは「謹慎は停学と異なる」という意味を強調するために使用しているものと読みとれました。そこで私は、最初の「照会文」で「出校を停止して行う謹慎」（自家謹慎・家庭謹慎）は名称を單に「謹慎」として使用しようと法律上は停学と「同一概念」であるという立場で質問を致しました。その根拠は学校教育法施行規則13条第2項が「校長のみ行使できる権限である」との主旨で述べている点にありました。そうした理解に立たないと法律上は一般教員でも行使できる「事実行為としての懲戒」と区別できないくなってしまうからです。

この度、送付していただいた資料の著者は「文部事務次官通達」での「謹慎は実質的にこれに（停学に）準ずる処分」であるとの見解を紹介し、その関連で「学校で懲戒規定等を作成する場合、処分としての懲戒は退学、停学、訓告以外の名稱をおくことは差し支えない」としておられます。

この点については、私も前回の照会文

付いただいた資料を総合的に判断すれば、結論として「高等学校指導要録・調査書 推薦書 通知表の記入文例」中の

先の説明文は明白なる「錯誤」か、もしくは大いなる「説明不足」かのいずれかに相当するものだと思いますがいかがでしょうか。

「錯誤」と思われる理由については、すでに前回の照会文を含めて触れていましたので今回は省略いたします。

次に、もし「記入文例の説明は正しいが法解釈や事務次官通達との関連で説明不足であった」とする立場で説明するならばどうなるのか。記述上、何が欠けていたのかという点について私なりの見解を述べたいと思います。

「家庭謹慎は：建て前としては、本人の自発的意志によって登校を遠慮し家庭で謹慎しているのである。家庭謹慎の生徒については学校側で指導計画を立て、家庭訪問等を行って生活指導にあたると

いう措置がとられることが多い」

以下、次回に説法で失礼な説明になりますが私なりの理解が正しいかどうか検討していただくため縷々述べますので宜しくご指導下さい。

「高等学校 指導要録・調査書 推薦書 通知表の記入文例」にありました「謹慎」という意味が、この資料で言うとこ

るの「本人の自発的意志によって登校を遠慮」しての「謹慎」すなわち「自主謹慎」のこととするならば、説明文の「謹慎は停学と異なる」との理解は成り立つと思ひます。つまり、「停学による謹慎」を命ずるかわりに「自主謹慎を勧告する」というのは、ちょうど「退学」を命ずるかわりに「自主退学」を勧告することと似ており、それと同様の考え方で理解すると矛盾しないと思うのです。このような発想から「謹慎」には「停学に伴う謹慎」と「自主謹慎」の二種類に分類され懲戒に相当する事例が発生したときの対応として以下の3点が考えられます。

一つは、ストレートに「停学としての家庭謹慎」を命じ指導要録の記入等の扱いも「出席停止・忌引き等の日数」に算入する。(停学と謹慎は同義語との立場)二つ目は「自主謹慎」を勧告し形式上、懲戒でない形に整えて指導する。なお、指導要録の記載については謹慎の日数を「出席日数」に含め「事故欠勤」にもしない。つまり「記入文例」の通りにする。(「自主謹慎」に応じない場合は停学(謹慎)を命ずるに切り替える)

三つ目としてはストレートに「懲戒による謹慎(停学)」を命ずるが指導要録の記入等にあたっては、学校の内部処理として「自主謹慎」として扱いをし「出席停止・忌引き等の日数」には算入せず「出席日数」に含めるなどの処理をする。(停学と謹慎は同義語との立場)

なお、3番目の扱いに対して「二重帳簿」だの「公文書偽造」だのとの主張があり得るものであるが、それらの主張はあまりにも硬直頑迷なる形式論とか言いよがなく退けざるをえません。

三つ目の処理は育ち盛りの子供達に対する「教育的配慮」に属することなのですから。

なお、私が前回の照会文で伺った内容

(謹慎を命ずる権能者は誰か)はこの時点では別な内容(自主謹慎を勧告できる権能者は誰か)に設定し直すと次のようになります。

「自主謹慎」は「自主退学」と同じように、法律上(形式上)は「法的効果を伴う懲戒」にも「事実行為としての懲戒」のいずれにも当たらないと思います。つまり、「自主謹慎」というのはあくまでも生徒側の「自主的行為」に属することですからいかなる意味においても学校教育法11条の「懲戒」には当たらないのです。つまりこの体裁の中で「自主謹慎」(自主的行為)を命ずる権能者は何處にも存在し得ないのです。しかし、形式上はそうした体裁をとつたとしても、事実経過とその実質からすれば「懲戒(停学)」としての意味内容をもつて指導しているわけですから、その実質の権能を持つ校長が勧告するのが相当であると判断されるのではないか。

書 通知表の記入文例 の問題にした記
「高等学校 指導要録・調査書 推薦

学校は変わらなければならない

学校に未来はあるか

村元 直人著 定価825円税別

「教育改革の時代」に義務教育から高等学校まで
画一化した学校制度を鋭く抉る!
函館ラ・サール高等学校教頭が学校現場からの
思い切った教育改革論を展開。

発行 北海道教育社

述部分の意味が、今、私が述べてきたものと同様の意味内容を念頭に置いてのことであるならば、今後の「高等学校 指導要録・調査書 推薦書 通知表の記入文例」再版の際には、誤解を避ける意味からも、単に「謹慎」とはせずに、「自主謹慎」と明記すべきと思われますがいかがなものでしようか。

なお、最後になりましたが、次の点もお教えいただきたいと思います。

一つは、「自主謹慎」という「形式」を明確に（意識的に）とつて「謹慎」させている学校が、全国的には（あるいは東京では）一般的なのでしようか。二つ目として、同封していただいた「生徒指導の法律知識」の著者と出版社をお教え下さい。

この度もまた、いろいろご指導いただきますが宜しくお願ひいたします。

回答文（はがき）

拝復 お便り拝見いたしました。
内容につきましては、前回ご回答申し上げたことで私の申し上げたいことはほぼ尽きております。謹慎と停学についての法的解釈につきましては、その方面的書物をご覧いただければ幸いです。
(先のコピーは文教書院発行 「Q and A 生徒指導」下村 哲夫著)

お寄せいただきました件は、次回の改訂の際に参考にさせていただくなっています。

要録の記入方法を主体としての本書の性格についてご理解いただければ幸いです。取り急ぎご返事申し上げます。

再々照会

とり急ぎ再々照会をさせて戴きます。私の三度にわたる質問を「しつこい」と受けとめられるのであれば、それ率直に言つて現場の「切実さ」や「真剣さ」が理解いただけないからなのかも知れません。

また、「高等学校 指導要録・調査書 推

薦書 通知表の記入文例」の様な「書籍出版の重要性」と「社会的な責任」に対する自覚が薄いのではないか。先生の2回目の返信には率直に言つて失望し憤りを覚えました。

要するに先生は、「要録の記入方法を主体としての本書の性格」(2回目の返信)だから法律的なことは、編著者は（代表者であっても）答えなくとも良い。疑問があれば読者が自分で調べるべきだとも言うのですか。

では、伺いますが、「高等学校 指導要録・調査書 推薦書 通知表の記入文例」という書籍は、法律的な裏付けも著者達

の共通理解もなく発行されたものなのですか。

同書の「出席停止・忌引き等の日数」の記入方法は法律根拠を持たないものなのです。

それは単なる文学的創作文書なのです。

私の質問はその根拠となるべき基本的な法律概念の正確さが問うたものなのです。1回目の返信では「一般的には」「停学」は法的に定められた懲戒であり、一方「謹慎」は生徒指導（生活指導）あるいは教育上の措置であると解釈しておられます」と述べておりますが、この見解は、「停学」と「懲戒」は、法律上「別な概念」であるとの立場ではありませんか。

一方、送付していただいた資料の立場は、両者を「同一概念」であるとの立場を持つています。

少なくとも先生にはその矛盾に答える義務があるのではありませんか。手紙での回答と「資料」を通しての回答では、その内容に矛盾がある、つまり、別々のものとほとんど変わらない「回答」は回答に値しません。

読者が書物に書いてある概念規定について質問すると「自分で調べろ」と言ったのとほとんど変わらない「回答」は回答に値しません。

ましてや、自分で調べて、私なりに根拠を示して質問しているのですよ。あなたが学者ならば、しかも編著者の「代表」ならば、全読者に対してもっとも誠実に回答すべきではありませんか。

現場では、この書物の照会した部分のため議論が（関係教員の間でですが）起つたり混乱したりしているのですよ。しかも、全国的に疑問を与えた可能性だ

「実践的な面を重視した編集方針で執筆いたしましたので使われている語句についての詳しい解説は省いてあります」(1回目の回答)とありましたが、質問や疑惑が生じたならば、しかもそれが「語句」についての「規定」が正確を要するものであるならば、編著者の責任で回答すべきではありませんか。そもそも「実践的な面を重視した編集方針」とは何ですか。

筆いたしましたので使われている語句についての詳しい解説は省いてあります」(1回目の回答)とありましたが、質問や疑惑が生じたならば、しかもそれが「語句」についての「規定」が正確を要するものであるならば、編著者の責任で回答すべきではありませんか。そもそも「実践的

つてあるのですよ。この書物は多数によつて書かれているようですが、この部分の記載者は明確なはずです。

出来ることならば私が送った照会文を直接その方に見せていただき回答いただければ幸いです。私の方でも「その方面」で責任を持つて回答いただける「専門家」に検討を戴くなければなりません。私はだてや酔狂や單なる知識を得たいために質問しているわけではありません。

現場での「実践」の必要から白黒をつける必要で疑問の解決を見たいのです。なお、最後に、へいすれにしても先生におたずねをするのはこれが最後になります。お願いがあります。私は、政治家でありますので、玉虫色の表現が最も苦手な人間です。

単純、明快をモットーとして生きております。1回目、2回目の回答文に「改訂の際の参考にさせていただきます」とありました。

2回目の回答文では「次回の改訂の時期を明言いたしました。私がわからぬのは、「参考」という意味です。私の「照会文」の中で確認を求めた「あの箇所のあの文章」は、「錯誤」なのか「説明不足」なのか、それとも、「謹慎」と「停学」は「異なる概念」だからあの文で正しいというのか、という点について、私の「照会文」を踏まえた上で先生がどう考えられたのか、明確に理解できませんでした。单なる型どおりの「参考に致します」

と言つてゐる様にも思われたり致します。

それとも法律上のことは「その方面の書物をご覧いただ」きたいなどと書いてあるだけで、肝心要の回答が示されないからです。お願いといふのは他でもありません。検討された結果「謹慎」「停学」などの語句の説明が入るのか、またはあの部分の「謹慎」は「自主謹慎」と改められるのか、等々、その結果をお知らせいただけないでしょうか。以上お願い申しあげまして最後の手紙と致します。

その後、予想通り、伊平保夫氏からは返事や説明はありませんでしたので伊平保夫氏の手紙に同封されていたコピーの著者下村哲夫氏に「照会文と回答文」書簡を送り見解を求めることにしました。

下村哲夫氏への照会文

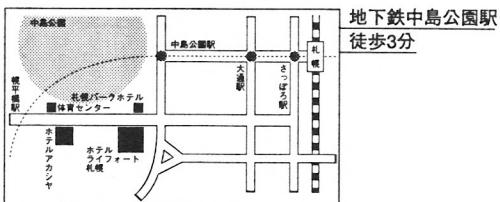
下村 哲夫様

突然のお手紙（照会文）の失礼をお許し下さい。同封しましたものは、文教書院発行の「高等学校指導要録・調査書・推薦書・通知表の記入文例」に関しての編著者代表である伊平保夫氏との照会に關しての往復書簡ですが、同書に書かれていることの内容に納得がいきません。

ホテル アカシヤから 「ホテル ライフォート札幌」へ

1997年3月8日OPEN

宿泊・会議・宴会 予約承っております。




Hotel Lifort Sapporo
ホテルライフォート札幌

札幌市中央区南10条西1丁目 中島公園前

ご予約・お問い合わせ

TEL/011-512-1631 FAX/011-513-5193



私の考え方をお読みいただきご指導お願いいたただきたくお手紙を差し上げました。ご面倒このうえないこととは思いますが、宜しくお願ひいたします。

下村 哲夫氏からの回答文

吉岡 政昭様

ご質問につき回答いたします。

懲戒処分としての「停学」といわゆる「教育的措置」としての「自宅謹慎」ないし「家庭謹慎」との区別は、法的に問題が多く教務内規等の規定の仕方にあります。実質的に「停学」と同じようなものであれば、名称はともかく「停学」とみなしてよいわけですが、学校側が一方的に命じるのでなく、仮に学校側の勧めがあつたにしても、本人の自発的意思によって登校を遠慮する場合は、懲戒処分としての「停学」とは異なり「教育的措置」と考えてよいと思います。本人の意思で登校しないのですから、当然欠席扱いになりますが、教育委員会への届出は必要ありませんし、指導要録にも記載しません。

なお、この点については「停学」と「自宅謹慎」さらに「学校謹慎」も同じに考えてよいとする判例もあります。したがって学説として一定しているわけではありません。したがつて、上記の解釈は、私の解釈であつて反論もむろん予想されます。

詳しく述べ、「定本 教育法規の解釈と運用」(ぎょうせい)、「新生徒指導の法律学」(学習研究社)、「教育法規便覧」(平成9年版)等をご覧ください。

《下村 哲夫氏の見解に対する感想》

一番の印象は、基本的には菱村幸彦氏と同じように「学校長が命じる」場合は、「謹慎」も「停学」も同じものであるという認識にあること。そのことが確認されたことである。

そして、現場の必要又は論理上の区別の必要からか、苦肉の策(?)とも思える、自主¹学と同様の発想から「自主謹慎」という用語の使用。この使い方も一つの有効な使い方になるかも知れないとも思えたことである。つまり「命じた謹慎」(停学)と「自主謹慎」という使い分けは可能だということである。なお、もう少し「詰めて」おきたいところ、あるいは具体的に伺いたいところ(判例に關して)もあったのですが、基本的なところは「解決」したものと判断し、これ以上の照会は不要と思いつめることとした。

おわりに

編著者に対する「照会文」やこの文をまとめた必要を感じたのは、「はじめに」でも述べたことでもあるが、再度触れて

おきたい。

それは、個々の校長の法律理解の違いによって起ころるある種の混乱は望ましくなく、もう、そろそろ「決着」をつけるべき時と思われたからである。つまり、学校教育法等の「法律解釈」においては少なくとも校長間において共通した(統一された)解釈、理解が示されてしかるべきと考えたからだ。現在、在職している校長の間で「停学」と「謹慎」が同一概念なのか、異なる概念なのかの「統一理解」がないよう思われる。この不統一は現場の一般教員にとって、はなはだ迷惑な話なのだ。

過去、振り返つても、校長によつて「謹慎は停学と同じ」と言つたり「違う」と言つたりの違いがあつた。そもそもどちらが「違つた」のか、そもそもどつちでも良い話ではないのだ。本来、この種の問題は個々の校長個人的解釈の余地のない問題であり、いうなれば教職員としての基礎知識に属する問題である。そしてそれは「指導要録の記入の仕方」にも関わってくる問題となる。

従来、多くの場合は「停学」と「謹慎」は法律上同じものとの判断が前提にあって、その上で、指導要録の記入の仕方について、校長の「教育的配慮」に対する考え方の違いからそれぞれ「出席扱い」「一般欠席扱い」「出席停止・忌引き等の日数に入れる」などの違いが起こつてゐた。

しかし、「謹慎」は停学でないから「出席扱い」ということになればそれは前者との関係で言えば、よつて立つ法律解釈の根本が違うのである。こうした解釈上の混乱を防止するためには何が必要なのだろうか。まず第一に道教委がしかるべき法律上の見解を示して校長を指導することである。

第二として、校長会が会を構成する各校長によつて法律解釈が個々バラバラであるという現状認識に立つて「統一見解」を出すことではないだろうか。そうした具体的な対応をしないところで提起したことである。

過去にも校長が替わる度に、新しい「見解」が示され「従来の解釈ややり方」が否定されたたりすることがあった。そんな時、その時々の表現の仕方によつては、「教員生活の20年、30年、この間、ずっと間違つた解釈を続けていたのだ」「今まで何をしていたのだ」と言われたのとほとんど変わらない心境になることがある。しかも、また校長が替われば昨日まで「間違い」と言われたことが「正しいこと」に変身する。法律解釈の問題は「服務関係」の問題でも「教育問題」でもなく、客觀的な解釈の問題、時には学問分野の問題もあるはずである。

「一寸の虫にも五分の魂」ヒラ教員にも五分の魂」という心境なのだ。